

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市						
法人名	一歩一歩福祉会	主たる事務所所在地	〒 989 - 3123 仙台市青葉区錦ヶ丘9丁目29番地の59	電話番号	022 - 391 - 1119	FAX番号	022 - 391 - 1120
ホームページアドレス	http://ippoippo.org/	メールアドレス	ippo@gamma.ocn.ne.jp	設立認可年月日	平成7年6月15日	設立登記年月日	平成7年6月16日
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日		
	星 孝明	非公表	非公表		平成15年3月26日		

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態		
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施	
児童福祉	第一種								
	第二種								
老人福祉	第一種								
	第二種								
障害者福祉	第一種								
	第二種	障害福祉サービス事業	指定生活介護事業 かがやきの杜	公表	仙台市青葉区郷六葛岡下26番地14	平成8年4月1日			35
	第一種	障害福祉サービス事業	指定生活介護事業 ポケット	公表	仙台市青葉区錦ヶ丘9-29-59	平成15年4月1日			35
	第二種	障害福祉サービス事業	指定短期入所事業 思いやり	公表	仙台市青葉区錦ヶ丘9-29-59	平成16年4月1日			9
その他	第一種	障害福祉サービス事業	就労継続支援B型事業 仙台もぐらの家	公表	仙台市青葉区折立1丁目2番37号	平成19年4月1日			20
	第二種								
	第一種								
	第二種								

	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業					
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業					
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業					
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

Ⅲ 組織

理事	定員		現員														理事会への出席回数				
	6		6		親族等特殊関係者の有無				資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者					理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)			
	役員	氏名	職業	任期	親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他	理事報酬・職員給与とも支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし						
理事長	星 孝明	福祉施設・園長	平成27年6月17日 ~ 平成29年6月16日				○			○					○	3					
理事	関川伸哉	大学教授	平成27年6月17日 ~ 平成29年6月16日				○								○	3					
理事	相沢光哉	宮城県議会議員	平成27年6月17日 ~ 平成29年6月16日				○								○	2					
理事	佐藤正弥	無職(元仙台放送事業局長)	平成27年6月17日 ~ 平成29年6月16日								○				○	3					
理事	貝塚恵子	元仙台市児童民生委員	平成27年6月17日 ~ 平成29年6月16日					○							○	3					
理事	柴山健二	福祉施設・施設長	平成27年6月17日 ~ 平成29年6月16日				○			○					○	3					

監事	定員		現員												理事会への出席回数
	2		2		資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者				監事報酬		
	氏名	職業	任期	財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他	支給あり	支給なし			
	小堀洋三	大学講師	平成27年6月17日 ~ 平成29年6月16日					○					○	2	
	菅原正善	宗教法人事務局員	平成27年6月17日 ~ 平成29年6月16日				○						○	3	

	定員		現員															
	13		13															
	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格					施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員会への出席回数		
親族				他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者		地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他						
評議員	星 恵	福祉施設主任	平成27年6月17日～平成29年6月16日	○			○	○								○	3	
	御供政敏	建築家	平成27年6月17日～平成29年6月16日														3	
	狩野光明	行政書士	平成27年6月17日～平成29年6月16日														3	
	曾根朝男	福祉施設・施設長	平成27年6月17日～平成29年6月16日					○				○					3	
	松本敏則	元福祉施設・施設長	平成27年6月17日～平成29年6月16日					○				○					3	
	田中雅彦	保険会社支店長	平成27年6月17日～平成29年6月16日													○	3	
	阿見伸子	司法書士	平成27年6月17日～平成29年6月16日													○	3	
	星 孝明	福祉施設・園長	平成27年6月17日～平成29年6月16日	○				○				○				○	3	
	相沢光哉	宮城県議会議員	平成27年6月17日～平成29年6月16日					○								○	2	
	佐藤正弥	元仙台放送事業局長	平成27年6月17日～平成29年6月16日													○	3	
	貝塚恵子	元仙台市児童民生委員	平成27年6月17日～平成29年6月16日								○					○	3	
	関川伸哉	大学教授	平成27年6月17日～平成29年6月16日					○								○	3	
	柴山健二	福祉施設・施設長	平成27年6月17日～平成29年6月16日					○				○				○	3	
施設長	施設名		氏名	就任年月日		法令等に定める資格の有無												
	ポケット		星 孝明	平成15年4月1日		有												
	かがやきの杜		柴山健二	平成19年4月1日		有												
	仙台もぐらの家		曾根朝男	平成19年4月1日		無												
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤														
		換算数		換算数														
	法人本部																	
施設	43		8	5.3														
理事会	開催年月日		出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項												
	平成27年5月27日		5		有	第1号議案 平成26年度事業報告及び決算承認、監査報告、の件について 第2号議案 資産変更に伴う登記について 第3号議案 理事長の互選による選任及び評議員選任の同意と理事選任の同意について 第4号議案 その他												
	平成28年2月26日		6		有	第1号議案 第1次補正予算案について 第2号議案 車イス専用トイレ工事及び福祉車両購入の報告について 第3号議案 その他												
	平成28年3月30日		6		有	第1号議案 平成27年度最終補正予算案について 第2号議案 平成28年度予算案について 第3号議案 平成28年度事業計画案について 第4号議案 育児・介護休業等に関する規則の見直しについて 第5号議案 経理規程の項目追加について 第6号議案 その他												
評議員会	開催年月日		出席者数	監事出席の有無	決議事項													
	平成27年5月27日		7	有	第1号議案 平成26年度事業報告及び決算承認、監査報告、の件について 第2号議案 資産変更に伴う登記について 第3号議案 役員の選任と同意について 第4号議案 その他													
	平成28年2月26日		7	有	第1号議案 第1次補正予算案について 第2号議案 車イス専用トイレ工事及び福祉車両購入の報告について 第3号議案 その他													
	平成28年3月30日		7	有	第1号議案 平成27年度最終補正予算案について 第2号議案 平成28年度予算案について 第3号議案 平成28年度事業計画案について 第4号議案 育児・介護休業等に関する規則の見直しについて 第5号議案 経理規程の項目追加について 第6号議案 その他													
監事監査	監査年月日		監査者	監査報告の有無	指摘事項							改善事項						
	平成27年5月20日		小堀洋三	有														
	平成27年5月20日		菅原正善	有														

IV 資産管理

平成 27 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の 承認の有 無	
基本 財産	土地								
	建物	仙台市青葉区郷六葛岡下26番地14	528.91	63,772	8年1月11日	25,000	(独)福祉医療機構	平成27年12月	有
	建物	仙台市青葉区錦ヶ丘9-29-59	849.96	115,545	15年5月30日	15,900	(独)福祉医療機構	平成31年4月	有
運用 財産	土地								
	建物								
公益 事業 用財産	土地								
	建物								
収益 事業 用財産	土地								
	建物								

平成 27 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1)事業活動資金収支差額	40,638
①事業活動収入	259,118
・介護報酬等の公費(※)	
・利用者負担金(※)	
・その他収入	3,950
②事業活動支出	218,479
・人件費支出	165,445
・事業費支出	26,872
・利用者負担軽減額	
・その他支出	3,080
(2)施設整備等資金収支差額	▲ 5,036
①施設整備等収入	1,870
・施設整備補助金等の公費	
・その他収入	
②施設整備等支出	6,906
(3)その他の活動資金収支差額	▲ 8,524
①その他の活動収入	632
②その他の活動支出	9,156
当期末資金収支差額	27,077
前期末支払資金残高	321,702
当期末支払資金残高	348,779

(※)医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1)サービス活動増減差額	27,999
①サービス活動収益	255,137
②サービス活動費用	227,137
減価償却費	15,932
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 10,640
その他サービス活動費用	157
(2)サービス活動外増減差額	987
①サービス活動外収益	4,138
②サービス活動外費用	3,150
(3)特別増減差額	▲ 12,344
①特別収益	2,690
②特別費用	15,034
当期活動増減差額	16,642
前期繰越活動増減差額	336,861
当期末繰越活動増減差額	353,504
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	8,220
次期繰越活動増減差額	345,283

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1)資産の部	797,101
①流動資産	353,981
②固定資産	443,120
(2)負債の部	22,059
①流動負債	12,041
②固定負債	10,017
(3)純資産の部	775,042
減価償却累計額	262,849

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
人件費積立預金	年度内予算不足分の充足のため	117632	○				
修繕積立預金	年度内予算不足分の充足のため	56119	○				
備品等購入積立預金	年度内予算不足分の充足のため	49119	○				

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 (地域の夏祭りに参加している。施設手作り品の展示、販売等)	○		-

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「-」を記載している。

社会福祉法人一歩一歩福祉会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人一歩一歩福祉会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目 29 番地の 59 に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

- 第 7 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

- 第 8 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第 10 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項について

は、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第 11 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び仙台市長に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第 12 条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第 13 条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

(評議員会の権限)

- 第 14 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第 15 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第 17 条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。

第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 現金300万円
 - (2) 宮城県仙台市青葉区郷六字葛岡下26番地14所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、かがやきの杜1棟（528.91平方メートル）
 - (3) 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目29番地の59所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板・コンクリート葺平家建、ポケット1棟（849.96平方メートル）
 - (4) 宮城県仙台市青葉区折立一丁目2番37所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、仙台もぐらの家1棟（149.73平方メートル）
附属建物 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、1棟（39.74平方メートル）

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、仙台市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、仙台市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 25 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 26 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 解散及び合併

(解 散)

第 27 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 28 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 29 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、仙台市長の認可を受けなければならない。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 30 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、仙台市長の認可（社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を仙台市長に届け出なければならない。

第 7 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 31 条 この法人の公告は、社会福祉法人一歩一歩福祉会の掲示場に掲示するとともに官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 32 条 この定款の施行についての細則は、理事長において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	山 家	喬
常務理事	星	孝 明
理 事	御 供	政 敏
“	塩 村	公 子
“	佐 藤	一 二
“	柴 山	健 二
“	曾 根	朝 男
監 事	菊 池	昌 三
“	原	鉄 哉

- 2 この定款は、平成 7年 6月 15日から施行する。

附 則

- この定款は、平成 8年 4月 1日から施行する。
この定款は、平成 9年 12月 4日から施行する。
この定款は、平成 10年 2月 25日から施行する。
この定款は、平成 11年 4月 1日から施行する。
この定款は、平成 14年 2月 25日から施行する。
この定款は、平成 15年 7月 7日から施行する。
この定款は、平成 16年 6月 15日から施行する。
この定款は、平成 17年 3月 11日から施行する。
この定款は、平成 18年 6月 13日から施行する。
この定款は、平成 19年 2月 15日から施行する。
この定款は、平成 20年 2月 29日から施行する。
この定款は、平成 23年 8月 17日から施行する。